公　告

諸　事　項

観光施設財団

函館市元町19番７号**函館山ロープウェイ株式会社**の観光施設財団に函館市元町19番７号函館山ロープウェイの工作物及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月27日　　函館地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　宮地宏彰（鶴舞経済研究所）
２．住所　愛知県名古屋市中区正木４丁目８番８号　メゾン金山711号室
３．代表者の氏名　宮地　宏彰
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第154号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年10月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年４月27日

東海財務局長　長谷川　靖

解　散　命　令　書

経済産業省公告第28号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れないため、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成29年４月27日　　経済産業大臣　世耕　弘成

別　表

名称及び主たる事業所の所在地	命　令　の　要　旨
日本原皮輸入組合	輸出入取引法第18条（同法第19条の６において準用する場合を含む。）の規定に基づく解散の命令について

（備考）

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月27日　　国土交通大臣　石井　啓一

種　類	実施時期	区　域	摘　要
基盤地図情報　・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	平成28年	全国	平成29年４月版

※備考　地図の提供開始日　平成29年４月28日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７０２９５号
大阪市生野区生野西３丁目２番１号
申立人　福井　保子
本籍大阪府大阪市生野区勝山南２丁目６番、最後の住所大阪市生野区勝山南２丁目６番22号、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日平成28年10月30日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日昭和32年７月27日、職業会社員
被相続人　亡　髙島　勝司
大阪市中央区南船場４－３－11　大阪豊田ビル
相続財産管理人　辻井　康平
大阪家庭裁判所

平成２９年（家）第２２号
愛媛県今治市南宝来町１丁目９番地８
申立人　社会福祉法人今治市社会福祉協議会
本籍愛媛県今治市菊間町浜322番地、最後の住所愛媛県今治市波方町養老甲1006番地、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日平成27年11月25日、出生の場所愛媛県越智郡菊間町、出生年月日大正７年３月14日、職業無職
被相続人　亡　西原　髙満
愛媛県今治市南大門町１丁目５番地22
相続財産管理人　司法書士　三宅　泰士
松山家庭裁判所今治支部

平成２９年（家）第７１１２号
福岡市中央区薬院２丁目５番12号602
申立人　一般社団法人福岡成年後見センター
本籍福岡市中央区天神１丁目322番地、最後の住所福岡市西区大字徳永397番地46、死亡の場所福岡市西区、死亡年月日平成29年２月21日、出生の場所不明、出生年月日昭和10年10月４日、職業無職
被相続人　亡　神田さつき
事務所福岡市中央区薬院２丁目５番12―602号
相続財産管理人　弁護士　宇治野みさゑ
福岡家庭裁判所

平成２９年（家）第７０３６号
岐阜県岐阜市金園町10丁目39番地ヤマトカナゾノビル４Ｆ号室
申立人　熊田　　剛
本籍岐阜県大垣市桐ヶ崎町16番地、最後の住所沖縄県那覇市真嘉比２丁目12番３号ウィルコートＭ202、死亡の場所沖縄県那覇市、死亡年月日平成27年２月20日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和９年２月12日、職業不明
被相続人　亡　河村　裕子
岐阜県岐阜市神田町１丁目10―２小森ビル４Ｆ
相続財産管理人　弁護士　今尾　大祐
那覇家庭裁判所

平成２９年（家）第４００８９号
宮城県石巻市錦町２番43号
申立人　齋藤　恒彦
本籍東京都新宿区上落合２丁目510番地、最後の住所横浜市港北区錦が丘７番24号マック菊名コート305号室、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成27年９月29日、出生の場所東京市京橋区、出生年月日昭和16年９月２日、職業無職
被相続人　亡　内藤　孝夫
事務所横浜市中区本町２―12損保ジャパン日本興亜横浜ビル４階
相続財産管理人　弁護士　野木　大輔
横浜家庭裁判所